

学校法人鈴鹿享栄学園防火防災管理規程

平成26年4月1日  
制 定

第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人鈴鹿享栄学園管理規則（以下「規則」という。）第50条第2項の規定に基づき、学校法人鈴鹿享栄学園（以下「学園」という。）における防火防災管理の徹底を期するとともに、火災その他災害による人的及び物的被害を軽減するため、防火防災管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 防火防災管理組織

(総務部の任務)

**第2条** 防火防災管理は、総務部が所管し、次の各号について行わなければならない。

- (1) 消防法第8条による消防計画の作成
- (2) 大規模地震対策特別措置法第7条による地震防災応急計画の作成
- (3) 防火防災に関係する諸規定の制定
- (4) 防火防災対策の組織を編成
- (5) 消防用設備の改善強化
- (6) 防火防災上の調査、研究及び企画
- (7) 職員及び生徒に対する防火防災思想の普及及び高揚
- (8) その他防火防災に関する諸対策

(防火防災対策協議会の開催)

**第3条** 学校に防火防災対策協議会（以下「協議会」という。）を置き、定例会及び緊急会を開催する。

- 2 協議会の構成は、所属長（規則第8条に規定する所属長をいう。以下、同じ。）が定める。
- 3 定例会は、総務部が所管する。
- 4 緊急会は、緊急事態発生時に、その都度所属長が招集する。

(消防防災組織の編成)

**第4条** 火災その他事故発生時に被害を最小限にとどめるために、学校に自衛消防組織を編成する。

- 2 地震その他災害発生時に被害を最小限にとどめるため、学校に自主防衛組織を編成する。

(防火防災管理責任者)

**第5条** 防火防災について徹底を期すため、学校に防火防災管理責任者（消防法第8条に規定）を置く。また、必要な場合には、所属長は防火防災管理責任者の下に火元責任者及びその他責任者を置くものとする。

(学校管理計画書)

**第6条** 前3条に規定する組織及び任務分担等については、学校管理計画書(規則第44条及び第45条)に明示しなければならない。

(防火防災の安全管理)

**第7条** 学校における防火防災のための安全管理は、火災及び予測できない種々の災害の発生に対して適切な措置ができるよう平素から管理体制を整備するとともに指導及び訓練を行い、職員及び生徒の生命と安全を確保するようにしなければならない。

### 第3章 火災予防

(施設設備の管理及び点検検査)

**第8条** 防火防災管理責任者は、消防用設備、避難施設、火気使用施設等について適正管理と機能保持のため、常時点検検査を行わなければならない。ただし、所属長は、学校の事情を考慮してこの点検検査を組織的に分担することができる。

(改善及び記録の保持)

**第9条** 前条の点検検査により改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防火防災管理責任者に報告する。

2 点検検査結果は、その都度記録し、保存しなければならない。

(臨時火気使用)

**第10条** 構内の建物内外において臨時に火気を使用する場合は、防火防災管理責任者(火元責任者が置かれてる場合は火元責任者)の許可を得なければならない。

(警報伝達)

**第11条** 火気警報発令下において、火災発生の危険又は人命安全上の危険が切迫していると認められたときは、防火防災管理責任者はその旨を校内全体に伝達し、火気使用等の中止又は危険な場所への立入り禁止等を命じることができる。

### 第4章 地震対策

(地震防災応急計画の作成)

**第12条** 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画の作成に当たっては、「警戒宣言」が発せられ地震が発生するまでの間、又は「警戒宣言」が解除されるまでの間の防災活動を具体的に示すものでなければならない。

(授業日の地震警戒宣言発令)

**第13条** 警戒宣言の受信責任者(原則として防火防災管理責任者が兼務)は、警戒宣言の発令を確認した後、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 職員が「警戒宣言」の発令を知ったときは、直ちに受信責任者に連絡しなければならない。

3 所属長は、「警戒宣言」の内容を確認した後に職員及び生徒に伝達し、あらかじめ定められた地震防災応急計画により、適切な指導及び命令をしなければならない。

(平日の勤務時間外の地震警戒宣言発令)

**第14条** 勤務時間外に警戒宣言が発令された場合は、定められた地震防災応急対策で役割を担当する職員は直ちに登校し、所定の防災業務につかなければならない。

2 その他職員は、非常呼び出しに応ずる態勢を整えて待機する。

(休業日の地震警戒宣言発令)

**第15条** 日直が置かれているときは、日直者は直ちに所属長に報告するとともに、構内の火気使用、設備機器の点検と火災予防の措置を講ずるものとする。

2 休業日に地震警戒宣言が発令された場合の職員の対応については、前条各項の規定を準用するものとする。

(備蓄品)

**第16条** 大規模地震に備え必需品を備蓄し、その管理は総務課が当たる。

2 前項の必需品は、学校の事情を考慮して、学校ごとに備蓄するものとする。

## 第5章 教育訓練

(防火防災訓練)

**第17条** 職員及び生徒は、進んで防火防災に関して教育を受け、防火防災管理の完璧を期するように努めるものとする。

(消防避難訓練)

**第18条** 有事に際し、被害を最小限にとどめるため、消防訓練及び避難訓練を行うものとする。

(地震避難訓練)

**第19条** 警戒宣言時及び地震災害の発生時における訓練は、計画的に実施するものとする。

2 前項の実施項目は、次の各号とする。

- (1) 学校防災組織の編成と活動
- (2) 避難誘導
- (3) 火気の安全管理等災害発生防止措置
- (4) 負傷者等の救出、応援救護

## 第6章 関係機関との連絡

(連絡)

**第20条** 防火防災管理責任者は、常に関係機関と連絡を密にし、より防火防災の適正を期すよう努めなければならない。

## 第7章 雑則

(規程の改廃)

**第21条** この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長がこれを行う。

**附 則**

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。